

## ふくしまの高校生英語力診断に関する業務委託仕様書（プロポーザル用）

### 1 目的

本仕様書は、「ふくしまの高校生英語力診断に関する業務」（以下「本事業」という。）を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 事業実施の背景及び趣旨

将来を予測することが極めて困難な社会を生きる子どもたちにとって、国際共通語としての英語によるコミュニケーション能力はこれまで以上に必要となっており、英語を「聞く」「読む」「話す」「書く」4技能のバランスのとれた育成が重要である。

本事業は、県内の1・2年生に英語4技能を測ることができる民間試験を受験させ、生徒が自身の実力を把握し、目標を設定して学習サイクルを構築するとともに、結果の分析及び検証を通して、英語4技能をバランス良く育成するための効果的な指導と評価を確立させることで、生徒の英語力向上に資することを目的とする。

また、モデル校にAIによるスピーキング学習を授業などに取り入れることで、生徒の英語学習への意欲を高めるとともに、英語4技能をバランス良く育成する授業づくりを支援し、生徒の英語による発信力を強化することで、総合的な英語力の育成を図るものである。

### 3 委託期間

委託契約締結の日から令和6年12月20日（金）までの期間

### 4 事業対象

【英語民間試験実施校（以下、実施校とする。）】

県立高等学校22校の1年生と2年生、9,471名とする。

【AIを活用したスピーキング学習導入校（以下、モデル校とする。）】

県立高等学校4校の1年生と2年生、1,615名とする。

### 5 年間スケジュール

#### (1) 英語民間試験の実施（7月1日～8月30日）

会場：福島県内の県立高等学校（実施校22校）

対象：実施校の1・2年生 9,471名

内容：事前指導資料の配付または案内

英語力を4技能別にCEFRレベルで測定できるテストの実施

生徒の英語学習に関する意識調査の実施

#### (2) AIを活用したスピーキング学習の導入

会場：福島県内の県立高等学校（モデル校4校）及び生徒の自宅

対象：モデル校の1・2年生 1,615名

内容：英語を話すことのCEFRレベル向上を図るスピーキング学習

### (3) 英語民間試験の結果分析

内容：分析資料作成および印刷

実施校の生徒・教員への成績表の提供

県教育委員会への成績及び分析結果の提供

実践事例についての情報提供

A I によるスピーキング学習との相関等の分析・検証

生徒の英語力向上に係る情報提供

### (4) 分析会及び研修会の実施

日時：令和6年11月26日（火）予定（オンライン開催）

対象：実施校の英語担当教員及び参加を希望する県内の英語担当教員

内容：外部講師による最新の英語教育の動向や指導・評価に関する基調講演

C E F R レベル向上に向けた指導・評価等に関するワークショップ

授業実践の好事例の共有

## 6 業務内容

(1) A I によるスピーキング学習実施業務

(2) 英語民間試験実施業務

(3) 英語民間試験分析業務

(4) 分析会及び研修会実施業務

## 7 成果品等

受託者は、上記「5」の成果品として、次の2点を提出する。

(1) 令和6年度「ふくしまの高校生英語力診断」業務実績報告書（様式任意）

A I によるスピーキング学習と英語民間試験の実施状況を区別すること。

(2) 英語民間試験分析結果報告書（様式任意）

(3) 事前及び事後指導教材

## 8 その他の条件等

- ・ 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、高校教育課と受託者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。
- ・ 業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを高校教育課に申告し、了承を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・ 個人情報の取り扱いについては、別紙個人情報取扱特記事項により十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

(1) A I によるスピーキング学習実施業務

① 生徒が各自の端末を使用して実施できること。

② 授業内で実施する際は、各学校の教室（1教室40名を想定）において一斉に活

動ができること。

- ③ 自宅でも利用可能であること。
- ④ 必要に応じ、申込方法等の事前説明会を設定すること。
- ⑤ サービスの利用に係る推奨環境についての情報提供や接続の不具合等に対応できること。

## (2) 英語民間試験実施業務

- ① 各学校を会場として、英語4技能について、CEFR A2及びB1レベルの測定が可能な試験を実施できること。
- ② 英語4技能に係るすべての試験を、授業日に、かつ、3コマ以内程度（1コマ50分単位）で実施できること。試験実施日にやむを得ない理由により欠席した生徒に対して、事後に受験できること。
- ③ 生徒が各自の端末を使用して試験を実施できること。「話すこと」の試験については、ヘッドセットの貸し出しが可能であること。
- ④ 学校の教員が問題冊子及び解答用紙の配付・回収、時間管理等の試験に係る業務を行うことができること。
- ⑤ 生徒の英語4技能を個別に測定でき、全体の成績はCEFR基準に照合することが可能であること。
- ⑥ 実施テストは自治体での複数の採用実績、日本国内及び県内で一定数以上の受験者数があり、データの信頼性が高いものを提供すること。
- ⑦ 試験の各学校での実施に係る一切の業務（申込受付、学校実施日調整、試験実施に係る問合せ、試験資材の送付・返却）を行うこと。
- ⑧ データ分析及び効果的な指導法の検討、実践、検証等を鑑み、上記4の生徒に対して、試験を7月1日～8月30日に遺漏なく実施できること。
- ⑨ 実受験者数を、10月中旬までに報告できること。
- ⑩ 生徒が試験を受験するに当たり、生徒向けに紙・音声・WEBなど事前及び事後指導教材を案内できること。
- ⑪ 試験結果（生徒個人用及び学校用）を、試験実施日から2ヶ月以内に遺漏なく各学校へ送付できること。
- ⑫ 生徒個人用の試験結果については、紙媒体で提供でき、英語4技能別ごとの得点や生徒のCEFR基準を示すことができるとともに、具体的な英語学習のアドバイスが記載されている等、生徒の英語学習の質的改善につながる工夫がなされていること。
- ⑬ 学校用の試験結果については、4技能ごとにデータを分析し提供するとともに、併せて効果的な指導法を具体的に提示できること。なお、学校用の試験結果を、各学校及び委託者に紙媒体2部及びデータで提供できること。
- ⑭ 受験後、結果概要をまとめた学校用及び生徒用分析結果が各校に提供され、技能別に全国結果との比較や改善に向けたアドバイスがされていること。
- ⑮ 試験結果を学校ごとにまとめ、学校別、県全体、AIによるスピーキング学習実施との相関など様々な分析結果を委託者へ提出すること。

- ⑯ 実施校へのテストに関わる機材等の手配、送付及び回収は、受託者が行うこと。
- ⑰ 受験に係る推奨環境についての情報提供や接続の不具合等に対応できること。

(3) 英語民間試験分析業務

- ① 実践事例の作成及び印刷は本委託業務の内容に含むこと。
- ② 生徒の英語力について、CEFRレベルなどを用いて、幅広い範囲を正確に客観的に測定できること。

(4) 分析会及び研修会実施業務

- ① テスト結果返却後に民間試験実施校の担当教員を対象に研修会を実施すること。
- ② 授業改善や学習評価の改善につながるように、研修の在り方を提案し、委託者の求めに応じて実施すること。
- ③ 委託者の求めに応じて打ち合わせ等を行い、外部講師の手配や、内容についての助言を行うこと。
- ④ 研修会に係る資料の作成及び印刷は本委託業務の内容に含むこと。
- ⑤ 研修会に係る外部講師の謝金等の支払いは、委託者が行う。
- ⑥ 研修については以下の通りとする。
  - ・英語民間試験結果分析について説明
  - ・英語4技能を育成するための指導・評価等に関するワークショップ
  - ・外部講師による最新の英語教育の動向や指導・評価に関する基調講演

別記（その1）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確

認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

別記第1号様式（仕様書第7（1）関係）

委 託 業 務 着 手 届

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

受託者 住所  
名称  
代表者職・氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

- 1 業 務 名 ふくしまの高校生英語力診断に関する業務委託
- 2 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着 手 令和 年 月 日  
履行期限 令和 年 月 日

別記第2号様式（仕様書第7（2）関係）

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

受託者 住所  
名称  
代表者職・氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、報告します。

記

- 1 業務名 ふくしまの高校生英語力診断に関する業務委託
- 2 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日  
完了 令和 年 月 日